

社 援 発 0405 第 1 号
令 和 3 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に
係る財産処分について」の別添2「社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の
特例」の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、令和3年4月1日より適用すること
としたので通知する。

新旧対照表

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p>社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>1 財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例</p> <p><u>社会福祉施設等の補助施設等（※）であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、施設の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続を不要とするものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他の用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分の手続を必要とするものであること</u></p> <p>※ <u>社会福祉施設等の補助施設等</u></p> <p><u>社会福祉施設等施設整備費、社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金、保健衛生施設等施設整備費、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金（障害者関連施設に係るものに限る。）及び障害</u></p>	<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p>社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>(新設)</p>

程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）の補助事業により取得した保護施設（救護施設他）、障害（児）者関連施設（障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設他）等並びに地方改善施設整備費及び地方改善施設設備整備費補助金により取得した施設等

2 （略）

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) （略）
- (3) 経過年数が10年以上の社会福祉施設等の補助施設等の転用（厚生労働省承認基準別表に掲げる事業及び社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業への転用に限る。）
- (4) ～ (5) （略）
- (6) 経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等であって、当初の補助事業を継続しつつ、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2、第78条の2の2、第115条の2の2若しくは第115条の12の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条の2又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の17に基づく指定を受けて当該指定事業を行う場合の一部の転用

1 （略）

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等（※）の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) （略）
- (3) 経過年数が10年以上の社会福祉施設等の補助施設等の転用（厚生労働省承認基準別表に掲げる事業への転用に限る。）
- (4) ～ (5) （略）
- (6) 経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等であって、当初の補助事業を継続しつつ、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2、第78条の2の2、第115条の2の2若しくは第115条の12の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条の2又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の17に基づく指定を受けて当該指定事業を行う場合の一部の転用

※ 社会福祉施設等の補助施設等

社会福祉施設等施設整備費、社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金、保健衛生施設等施設整備費、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金（障害者関連施設に係るものに限る。）及び障害

程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）の補助事業により取得した保護施設（救護施設他）、障害（児）者関連施設（障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設他）等並びに地方改善施設整備費及び地方改善施設設備整備費補助金により取得した施設等

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※）であって、次の条件をいずれも満たす場合については、厚生労働省承認基準第3の2の（1）に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の（3）に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

3 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の社会福祉施設等の補助施設等に係る財産処分であって、下記アに掲げる条件のいずれかに該当する場合又は、地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※）であって、下記イに掲げる条件を満たす場合については、厚生労働省承認基準第3の2の（1）に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。（いずれの場合も、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の（3）に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

ア 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の施設等の財産処分

- ① 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ② 交換により得た施設等において、重層的支援体制整備事業を行う場合
- ③ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

イ 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の施設等の一部転用

転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

4 (略)

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

(略)

・へき地保健福祉館

・重層的支援体制整備事業を実施するための施設

・障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

(略)

① 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

② 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していること。

※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

3 (略)

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

(略)

・へき地保健福祉館

(新設)

・障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

(略)